



毎年6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

令和6年度のキャッチフレーズは「だれもがどれも選べる社会に」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、地方公共団体だけでなく、市民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。

当市では、昨今の社会情勢の変化に対応し、より柔軟に施策を展開できるよう、令和6年度から10年間を計画期間とする「大和郡山市かがやきプラン～大和郡山市男女共同参画基本計画(第四期)～」をあらたに策定しました。今後は、本計画および「大和郡山市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。(人権施策推進課)



第18期「被害者支援ボランティア」募集

犯罪や事故の被害に遭われた被害者やそのご家族等を支援するため、電話相談をはじめ、様々な支援活動に携わるボランティアを募集します。

申込・問合せ＝7月31日(水)まで(土・日曜、祝日を除く)の10時～16時に電話で公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局(☎0742-26-6935)へ
※応募者は、養成講座(9月～11月の間で13回)を受講していただきます。(人権施策推進課)

食にお困りの世帯へ食品を提供します(要申込制)

フードドライブ(「食」の助けあい活動)で集まった食品を提供します。

日時＝7月12日(金) ①9時～11時 ②15時～17時

③17時～19時、7月13日(土) ④9時～11時

※①～④のいずれかを選択してください。

場所＝社会福祉会館

対象＝市内在住で食品の支援が必要な世帯(130世帯を予定)

申込・問合せ＝7月1日(月)～3日(水)8時45分～17時(3日(水)は15時まで)下記のGoogleフォーム・メール・FAX・電話・窓口で、名前、住所、日中連絡がとれる電話番号、子どもの人数、受取希望日を社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531、申込専用メールアドレス ykshakyo6531@gmail.com)へ

※Googleフォーム・メール・FAXでの申込は受付完了の返信をします。

※詳細は社会福祉協議会の公式LINEをご覧ください。



Google フォーム



公式LINE

「大和郡山市パートナーシップ宣誓制度」



市がLGBTQ等のセクシュアルマイノリティの理解者・支援者(アライ)として支援していくことを広く発信するための本市独自のレインボーマークです。

問合せ＝人権施策推進課(内線332)

◆宣誓制度の目的

大和郡山市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的に、大和郡山市パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この制度は、性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度です。

◆宣誓制度の利用対象者

一方または双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。
具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性カップルの中には、一方がトランスジェンダー(性同一性障害等)であることにより戸籍上は異性のカップルという例もあり、様々なケースの性的マイノリティのカップルが対象となります。

◆宣誓制度の効果

この制度は、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため相続や税の控除等の法律上の効果はありません。

しかし、二人がお互いをともに支え合いながら生きていくことができるよう、価値観や個性の違い、多様性を認める等、当事者の生き方を応援していく制度です。

この制度の導入により、差別や偏見の解消、性の多様性に対する認知について市民や事業者の理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。(人権施策推進課)

